

このページの問い合わせは  
**国保年金課**  
(TEL52-2118)へ

**大切なお知らせです**

**確認を忘れずに**

**長寿医療制度  
(後期高齢者医療制度)  
のお知らせ**

**保険料の普通徴収  
7月から始まりませ**

7月に長寿医療制度の納付書を対象者へ送付します。期限までに納付ください。対象者は、保険料が年金からの引き落としにならない方です。納付書が届いても10月からは特別徴収(年金からいただくこと)の対象となる方もいますので届いた通知を確認ください。特別徴収となる方にも、保険料額ご案内の通知を後ほどお送りします。

**被用者保険の被扶養者  
保険料が軽減されます**

長寿医療制度に移行する前に被用者保険の被扶養者であった方は、保険者からの情報提供により激変緩和措置の対象となり、保険料が軽減されます(平成20年度の保険料は年額1700円)。

保険者からの情報提供が遅れた場合、通常の算定による納付書などが送られる可能性があります。市町村窓口での申請により、被用者保険の被扶養者であったことが確認できれば、保険料が軽減されます。

社会保険、健康保険組合、船員保険、共済組合の被扶養者であった方で、年額1700円を超える額の通知が届いた方は、国保年金課にご相談ください。

**限度額適用認定証  
7月から申請受け付け**

平成20年8月1日以降の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を7月から受け付けます。認定されると、入院時の医療費や食事代の請求額が自己負担限度額までとなりますので、対象となる方は活用ください。

**■認定の対象**  
住民税非課税世帯の方

**■今回認定する期間**  
8月1日～

**■申請に必要なもの**  
保険証、印鑑  
※現在減額認定証をお持ちの方有効期限が7月31日までです。8月から、平成19年所得で判定することになりますので、8月以降の減額認定証が必要な方は申請が必要になります。

市外にお住まいのご家族、友人の方などへの呼び掛けにご協力ください！

**ふるさと納税(寄附)制度がスタートしました**

**ふるさとを  
応援してください**

本年度からスタートしたふるさと納税制度は、都道府県や市区町村への寄附を通じて、生まれ育ったふるさとや好きなまちを応援することができます。

市民はもちろん、市外にお住まいの家族の方や旅行などで久慈を訪れて久慈が好きになった方など、どなたでも久慈を応援することができます。

**■寄附で税金が軽減**  
寄附をすると税金が軽減されます。寄附した金額から5

000円を除いた額は、一定の割合で所得税と個人住民税の控除を受けることができます。

※控除額の問い合わせは税務課(TEL52-2114)へ

**■寄附者が選べる使いみち**

- ①教育など人材育成の推進
- ②雇用対策など産業の振興
- ③医療など福祉の充実

④地域活動の支援  
⑤環境の保護・保全

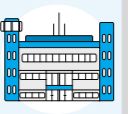
**■呼び掛けにご協力を**

ふるさと納税は久慈をもっと元気にしてくれます。市外にお住まいのご家族、友人の方などへの呼び掛けにご協力をお願いします。


寄附の申込書は希望者に送付するほか市ホームページからダウンロードできます。寄附をお考えの方は政策推進課(TEL52-2115)へご連絡をお願いします。その他の寄附の手続き方法は次のとおりです。

**寄附の手続き方法など**

久慈市



寄附者



←①申し込み(寄附申込書の提出)  
(郵送・ファクス・メール)

②支払い書類などの送付→

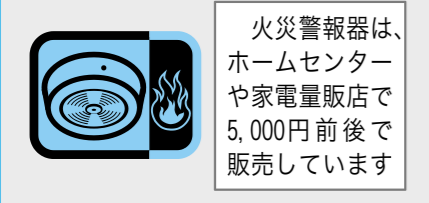
←③支払い手続き  
(郵便振替・納付書・現金書留など)

④受領を証明する書類の送付→

■税の軽減を受けるには確定申告が必要です。受領の証明書類は大切に保管してください。  
■寄附金の使いみちは、寄附者が選べます。

**住宅に火災警報器の設置を  
—全世帯に設置を義務付け—**

6月1日からすべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。住宅火災で亡くなる人の6割は逃げ遅れによるものです。火災警報機は大切な家族を守るために必要です。特に寝室や台所などには早急に設置しましょう。問い合わせは、久慈消防署(TEL53-0119)、山形分署(TEL72-3119)へ。



火災警報器は、ホームセンターや家電量販店で5,000円前後で販売しています

**津波の襲来に備えて  
—避難訓練に852人参加—**

明治三陸地震津波が起きた6月15日。恐ろしい津波の被害を教訓として市内沿岸地区を対象に津波避難訓練を行いました。

訓練には、前日に岩手・宮城内陸地震が起きたこともあってか、日曜日にも関わらず昨年よりも多い852人が参加しました。

今回の訓練は震度5強の地震が起き、津波警報が発令されたとの想定。同日から開始された緊急地震速報の対応訓練や水門閉鎖訓練も行われました。

息子の謙也くん(久慈湊小3年)を連れて訓練に参加した小向整子さん(湊町)は「前日に大きな地震があり津波の心配もした。いざというときのために訓練は必要」と訓練への参加を呼びかけていました。

**売ります 20,000円～  
消防ポンプ自動車**

- 入札日時 7月24日(木)10時
- 会場 市役所第1会議室
- 申し込み 7月15日(火)～22日(火)17時まで
- 最低売却価格 20,000円(3台とも)
- 問い合わせ先 財政課(TEL52-2113)



【仕様】			
写真	年式	車検	走行距離
左	昭和58年	平成20年3月	14,456km
中	昭和61年	平成20年11月	13,757km
右	昭和62年	平成21年10月	20,933km

■全車共通：四輪駆動、総排気量 3.95ℓ A-2級/BD I型

**国民年金推進員を  
紹介します**

国民年金推進員は、国民年金保険料の納付や免除申請などの手続きのため、家庭や会社を訪問します。平日は仕事などで手続きができない方には休日や夜間も対応します。

推進員は必ず身分証明書を携帯しています。不審に感じたときは身分証明書の提示を求めてください。

派遣依頼などは二戸社会保険事務所(TEL0195-23-4111)へご連絡ください。



**医療費助成の  
更新を忘れずに**

医療費の助成を受けている人は、7月に医療費受給者証更新申請書の提出が必要です。手続きしないと8月以降の医療費を受給できなくなります。対象者には文書でご案内しますので、忘れずに手続きをしましょう。

**■受付日時・会場**  
◇7月10日(木)～11日(金)  
9:30～11:30、13:30～16:00  
山形総合支所1階研修室  
◇7月14日(月)～18日(金)  
9:30～11:30、13:30～17:00  
市役所1階市民相談室

**■手続きに必要なもの**  
印鑑、通帳(ゆうちょ銀行以外)、健康保険証  
※このほか課税所得証明書、身体障害者手帳が必要になる方もいます

**国民年金保険料の  
免除・猶予制度があります**

**■申請免除制度**  
次に該当する場合、申請することにより保険料の全額又は一部が免除されます。  
①前年の所得が一定以下の方  
②失業や災害などにより保険料を納めることが困難な方

**■納付猶予制度**  
次に該当する場合、保険料の納付が一時的に猶予されます。  
①学生の方(学生納付特例制度)  
②30歳未満で所得が一定以下の方

**免除・猶予申請する方へ**  
平成20年7月分～平成21年6月分までの申請を7月から受け付けます。  
また、学生納付特例は4月から受け付けています。  
※申請の際は、印鑑(本人は不要)、学生証または在学証明書(学生納付特例の場合)を忘れずに